

## 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書

補装具は、身体障害者・児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されており、障害者福祉において非常に重要な役割を果たしてきている。

また、昭和 56 年の国際障害者年を起点とした障害者団体の強い要請を受けて、平成 5 年 10 月、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（福祉用具法）が施行されたことにより、福祉用具の「研究開発」が促進され、新たな製品や技術が開発されてきている。

「補装具費支給制度」においても、そうした新たな製品や技術が反映されてきているが、更にタイムリーに利用できるサービスが求められている。

よって、国におかれては、補装具の研究開発の成果をより適時適切に生かすことのできる制度に向けて、「補装具費支給制度」の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(平成 26 年 6 月 23 日 可決)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会